

かながわ障害者等用駐車区画利用証制度  
《施設管理者向け 運用マニュアル》

神奈川県 地域福祉課

(令和6年7月)

# 目次

1. 制度概要	1
(1) 目的	1
(2) 利用証の種類	1
(3) 施設管理者にとってのメリット	2
2. 区画の設置について	3
(1) 区画の種類	3
(2) 区画の設置、表示方法	4
3. 区画の管理、運用について	5
(1) 制度の周知、注意喚起	5
(2) 他自治体が発行した利用証について	5
(3) 留意事項（本制度の趣旨について）	5
4. 協力施設の届出について	7
5. Q&A	8

# 1. 制度概要

## 1. 制度概要

### (1) 目的

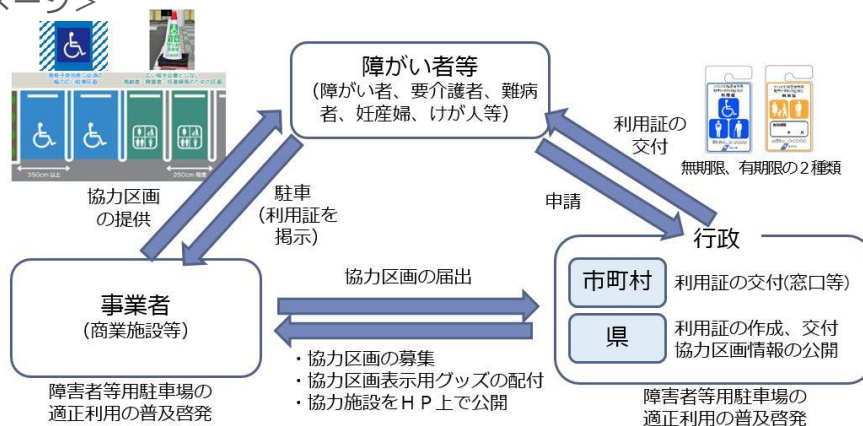
車椅子使用者用駐車区画（車椅子マークのある駐車区画）は、車椅子使用者等が乗降できるように幅が広く確保されており、バリアフリー法や神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例等において、一定の場合に設置することが義務づけられています。このような駐車区画について、必要性の低い方が駐車するなどの不適正な利用があり、本当に必要とする方が駐車できないという課題があります。

「かながわ障害者等用駐車区画利用証制度」は、障がいのある方、介護が必要な高齢者、妊産婦、けが人など、歩行が困難な方や移動に配慮が必要な方に対し、あらかじめ「利用証」を交付し、車両に掲示することで、当該区画を必要とする者を明確化し、駐車区画の適正利用を推進する制度です。

このような仕組みは、一般に「パーキング・パーミット制度」と呼ばれ、多くの自治体で同様の制度が導入されています。また、制度を導入している自治体間では、利用証の相互利用が可能です。

本制度は、不適正な利用を抑制するだけでなく、内部障がい者など外見から障がいがあることがわかりづらい方が区画を利用しやすい環境づくりにも効果があります。

#### <事業イメージ>



### (2) 利用証の種類

種類	「無期限」の利用証	「有期限」の利用証
デザイン		
対象者	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、要介護高齢者等	一時的に配慮が必要な方（妊産婦、けが人等）

# 1. 制度概要

## (3) 施設管理者にとってのメリット

- トラブルやクレームの減少、回避

利用証を掲示することで、利用対象者が駐車していることが明確となり、利用者間でのトラブルや施設管理者へのクレームの減少、回避が期待されます。

- 施設利用者の満足度向上

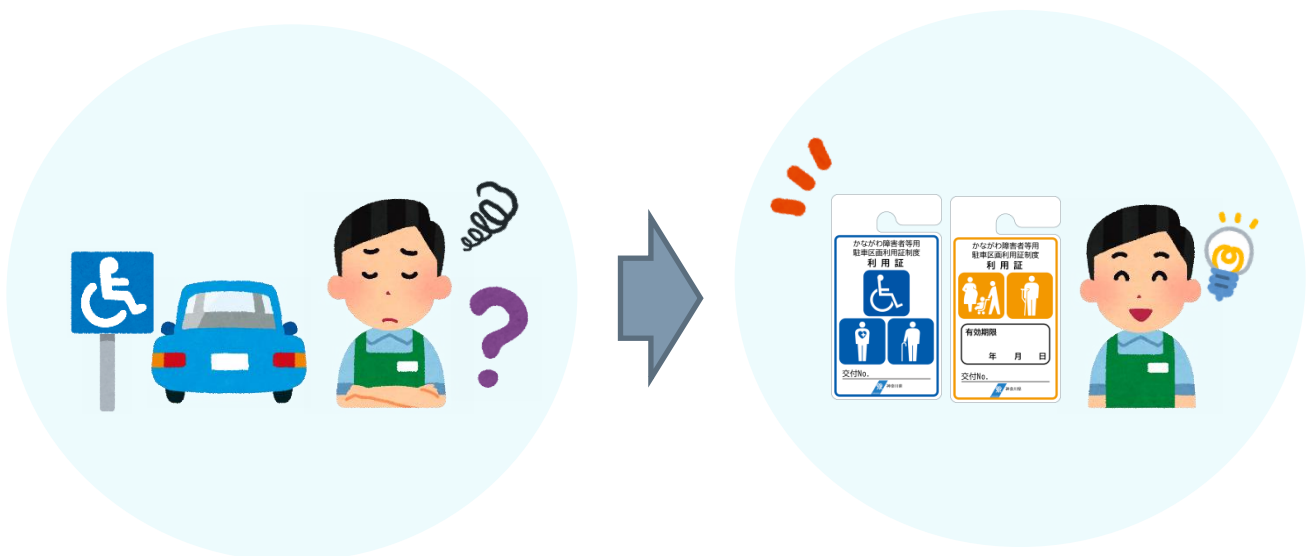
車椅子使用者など区画を必要とする方がこれまで以上に利用しやすくなるとともに、外見からは障がいのあることが分かりづらく、周りの視線が気になって区画の利用を控えていた内部障がい者、妊産婦などが気兼ねなく駐車できる環境が整備されることで、施設の利用満足度の向上に繋がります。

- 共生社会の実現

障がい者、高齢者、妊産婦などの制度対象者や、それ以外の方も含め、施設を利用する方々の相互理解が深まり、誰もが安心していきいきと暮らすことのできる共生社会の実現に貢献します。

- 施設のイメージアップ、社会貢献




協力施設として県のホームページに公開されることで、施設のイメージアップ、社会貢献に繋がります。



## 2. 区画の設置について

### 2. 区画の設置について

#### (1) 区画の種類

種類	1. 車椅子使用者用駐車区画	2. 優先駐車区画
区画の表示 (マーク)		
区画幅	車椅子使用者が乗降できる広い幅 (幅員 350cm 以上)	通常の幅 (幅員 250cm 程度)
区画の設置	法や条例で整備が規定されています。 新たな設置は必要ありませんが、増設が可能であれば、ご検討をお願いします。	本制度に基づき、施設等の入口近くにある通常幅の駐車区画を、制度の対象区画として設定します。 施設の状況に応じ、可能な範囲で区画の確保にご協力ください。 区画幅の変更 (ラインの引き直し) は必要ありません。
区画の表示方法	新たな表示は必要ありません。 (法や条例で定められた方法による表示)	看板やカラーコーン等 (乗降や移動に支障がない場所に設置) により、表示してください。 ※路面塗装は必須ではありません。 ※カラーコーンカバーを県から配布します。
区画設置イメージ	 <p>施設出入口</p> <p>1 車椅子使用者に必須の幅の広い駐車区画 (350cm以上)</p> <p>2 広い幅を必要としない高齢者・障がい者・妊産婦等のための一般幅の区画 (250cm程度)</p>	

## 2. 区画の設置について

### (2) 区画の設置、表示方法

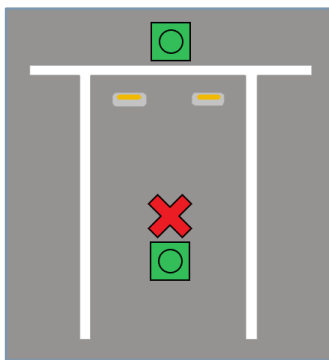
#### 1. 車椅子使用者用駐車区画

- 新たに区画を設置する必要はありませんが、利用者数や利用状況等を考慮し、増設が可能であればご検討をお願いします。
- 新たに区画を設置いただける場合、バリアフリー法や条例等(※)で定められた方法により表示をしてください。既存の区画に対しては、新たに表示を設ける必要ありません。  
(※) 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例では、「区画内の路面及び立て看板等により分かりやすい表示」をすることをお願いしています。

#### 2. 優先駐車区画

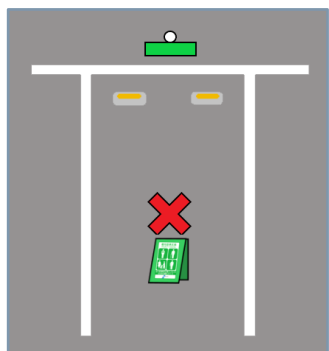
- 次のような方法により、区画の表示をお願いします。

##### 1) カラーコーンによる表示



- ・案内表示を貼付したカラーコーンを設置して、対象区画であることを表示してください。
- ・カラーコーンカバーは県で作成しています。確保された区画数に応じたご希望の枚数を無料で送付します。
- ・区画を利用する障がい者等は、自らカラーコーンを動かすことが困難な場合があります。警備員などが常駐している場合を除き、カラーコーンは、車の進入や乗降、施設への移動等に支障がない場所に設置するようお願いいたします。

##### 2) 立て看板（移動式・固定式）、壁面看板等による表示



- ・案内表示を貼付した看板を設置して、対象区画であることを表示してください。
- ・案内表示の画像データを提供しますので、ご活用ください。
- ・移動式の看板を設置する場合は、車の進入や乗降、施設への移動等に支障がない場所に設置するようお願いいたします。

##### 3) 路面シート・塗装による表示



- ・対象区画であることを記載した路面シートを貼付する方法があります。
- ・路面シートは視認性が高く、カラーコーンや看板等と併せて設置することで表示効果が高まります。
- ・路面シートの他に、区画全体を塗装する方法（車椅子使用者用駐車区画：青色、優先駐車区画：緑色）も推奨しています。
- ・案内表示の画像データを提供しますので、ご活用ください。

## 3. 区画の管理、運用について

### 3. 区画の管理、運用について

#### (1) 制度の周知、注意喚起

- 県の作成するチラシの配架やポスター掲示等により、制度周知にご協力をお願いします。
- 館内放送等により、制度周知や適正利用推進の働きかけをお願いします。

##### <館内放送の例>

神奈川県では、令和6年11月から障害のある方などのための駐車区画の適正な利用を一層推進するため、「かながわ障害者等用駐車区画利用証制度」が開始されました。

店舗出入口付近に設置している障害のある方などのための駐車区画は、歩行が困難なお客様などが、車から乗り降りしやすいようにつくられた区画です。

区画に駐車する際には、要件を満たす方に県や市町村から交付される「利用証」を掲示してください。また、必要のない方は、お停めになりませんようご理解、ご協力をお願いいたします。

- 利用証を掲示していない車両が対象区画に駐車している場合には、注意喚起チラシ（6ページ参照）を配付、ワイパーに挟み込むなどの対応をお願いします。  
なお、啓発チラシは、制度周知と利用証未取得者に取得を促すためのものとなりますが、問合せ先としては施設管理者ではなく県を記入しますので、苦情があった場合は、チラシに記載されている問合せ先に連絡するよう案内してください。

#### (2) 他自治体が発行した利用証について


- 現在、他の多くの自治体において、本制度と同様の制度が導入されています。
- 自治体によって利用証のデザインは異なりますが、他自治体が発行した利用証でも、県内で利用が可能です。よって、本県が発行するものと異なるデザインの利用証が掲示される場合がありますのでお含みおきください。
- 同様の制度を導入している県外の自治体名及び当該自治体が発行する利用証のデザイン等については、本制度に関する県ホームページをご覧ください。

#### (3) 留意事項（本制度の趣旨について）

- 本制度は、障害者等用駐車区画の適正利用を図ることを目的としたものです。利用証を掲示せずに区画を利用した方を排除したり、罰したりするものではありません。
- 利用証をお持ちでない方の中にも、区画の利用が必要な方がいることも考えられます。その様な場合には、区画の利用を禁じるなどの画一的な取扱いはずらずに、本制度の周知にご協力をいただきますようお願いいたします。

### 3. 区画の管理、運用について



<注意喚起チラシ>



神奈川県


## 障害者等用駐車区画をご利用の方へ


この駐車区画は、障がい者、高齢者、妊産婦等、歩行が困難な方のための駐車スペースです。  
対象となる方には、「利用証」を交付しています。  
利用の際は、「利用証」を掲示してください。



お持ちでない方は、下記まで  
ご相談ください。▼

**問合せ先** 神奈川県地域福祉課  
電話 045-210-4804  
FAX 045-210-8874



かながわ障害者等用駐車区画利用証制度 



## 4. 協力施設の届出について

### 4. 協力施設の届出について

本制度の趣旨に賛同し、ご協力いただける場合は、以下の流れに従って協力施設としての届出をお願いします。

#### 1) 施設情報の届出

施設の名称、住所、制度対象区画の数等を入力のうえ、神奈川県電子申請システムで届出をお願いします。優先駐車区画の確保にご協力いただける場合は、ご希望に応じて、案内表示のカラーコーンカバーを送付します。

<URL>

[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=80778](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=80778)



#### 2) 対象駐車区画の整備

「2-(2) 区画の設置、表示方法」をご参照のうえ、区画を整備し、適切に運用されるよう管理してください。

#### 3) 県ホームページへ掲載

届出いただいた協力施設の情報を、県ホームページに掲載します。

## 5. Q & A

### 5. Q & A

問1 制度対象とする車椅子利用者用駐車区画は、バリアフリー法等で設置が求められる区画とは別に用意する必要があるのか。

(答)

- 新たに区画等の設置を求めるものではありません。各施設の状況（駐車場の配置、障がい者等を含めた利用状況等）に合わせた対応をお願いします。

問2 優先駐車区画を設置することで、一般の方の駐車スペースが圧迫する懸念があるが、設置は義務なのか。最低設置区画数に関する定めはあるか。

(答)

- 優先駐車区画の設置は義務ではありません。
- ただし、幅の広い駐車区画を車椅子利用者等が利用し、その他の配慮が必要な者が優先駐車区画を利用できる環境が整備されることが望ましいものと考えておりますので、制度趣旨をご理解いただき、各施設の状況（駐車場の配置、障害者等を含めた利用状況等）も勘案いただきながら、できる限りの対応をお願いします。
- なお、バリアフリー法における誘導基準やバリアフリー条例における「望ましい水準」を勘案した次の数を優先駐車区画として設置することも考えられます。

駐車台数の合計	参考となる 優先駐車区画数
51 ～ 100 台	1 台
101 ～ 150 台	1 台
151 ～ 台	2 台

問3 制度対象区画の設置や届出について、車椅子利用者用駐車区画、優先駐車区画のうち、いずれか一方だけでもよいのか。

(答)

- 問題ありません。ただし、すでに車椅子利用者用駐車区画がある施設については、当該区画を届出いただくとともに、優先駐車区画の設置、届出にもできる限りご協力いただきますようお願いいたします。
- 現在、車椅子利用者用駐車区画がない施設については、優先駐車区画の設置、届出だけでも問題ありません。車椅子利用者用駐車区画の設置についてもお検討をお願いします。

問4 優先駐車区画整備に対する補助金等はあるか。

(答)

- 優先駐車区画は、既存の駐車区画に設定いただくことを想定しているため、補助金はありません。

## 5. Q & A

問5 人員体制などから、施設管理者による対応にも限界がある。利用証の掲示がない者に対する声かけや、啓発チラシをワイパーに挟み込むなどの対応は必ず実施しなければならないか。

(答)

- これらの対応を義務付けるものではありません。施設の実情に応じ、可能な範囲で対応をお願いします。

問6 外見では移動に配慮が必要か判断しにくいケースもあると想定されるが、有効期間内の利用証を掲示していれば事実確認は不要と考えてよいか。

(答)

- 有効期間内の利用証の掲示があれば、利用対象者と判断して差支えありません。

問7 利用証を取得していなくても、従来から障害者等のための駐車区画を利用できた人は引き続き利用できるのか。

(答)

- 本制度は、障害者等用駐車区画を必要としない者による不適正利用の防止に主眼を置いたもので、利用証を持たない方による駐車を排除する仕組みではありません。
- したがって、利用証を持たない方でも、歩行が困難又は移動に配慮が必要な方であれば、対象区画を利用することはできますが、こうした判断は従来、利用者の主観的な判断に委ねられていたため、必要性が低い方も利用してしまう事態が生じ、本当に必要な方が利用できないことも課題となっています。
- そこで、制度趣旨について理解を求め、交付対象者となる方には、できる限り利用証の交付を受けるよう周知していきます。

問8 障害者手帳等の交付基準を満たしていても、利用証がなければ駐車できないのか。

(答)

- 利用証を忘れてしまった等、利用証を持たない場合でも、対象区画の利用が必要な方については駐車することができます。利用証がないことを理由に利用を禁止するのではなく、その方の状況を確認した上で、利用が必要であれば利用できるようにご案内いただくようお願いいたします。
- 利用証の申請を行っていない方に対しては、注意喚起チラシを配付するなど、制度周知、利用証取得案内にご協力をお願いします。

## 5. Q & A

問9 利用証を所持していない方（制度を知らない方、同様の制度を実施していない他県から来た方等）が、歩行困難等を理由に対象区画を利用したい旨の申出があった場合、どのように対応すればよいか。

（答）

- 利用証がないことを理由に対象区画の利用を禁止するのではなく、その方の状況を確認した上で、区画の利用が必要であれば、対象区画を利用するようにご案内ください。
- 県内にお住まいの方で本制度を知らない方の場合は、制度周知、利用証取得案内にご協力をお願いします。

問10 「利用証のない車が駐車している」という苦情があった場合、どのように対応すればよいか。

（答）

- 利用証がなくても歩行困難な方がいる場合もあり、利用証がないからと言って、一概に駐車できないわけではないことをご説明ください。また、当該車両には利用証の取得促進に向けた案内をする旨を説明して、注意喚起チラシを配付するなどのご協力をお願いします。
- それでも納得いただけない場合は、県地域福祉課（電話 045-210-4804）をご案内ください。

問11 車椅子マーク（国際シンボルマーク）等のステッカーを貼っている車が、対象区画を利用している場合、どのように対応すればよいか。

（答）

- このステッカーは、カー用品店や百元ショップ等で市販されているものであり、購入に当たり審査等がなく、誰でも気軽に入手できるものであるため、真に区画を必要としている方であるかどうかは判別できません。
- 本制度で交付する利用証は、行政が一定の条件を確認して交付するものであるため、より信頼性が高いものであるとともに、利用者の理解が得られやすく、不適正利用の減少などに一定の効果があると認識しています。
- 車椅子マーク等のステッカーを貼っている車が利用している場合には、注意喚起チラシにより、本制度の周知、利用証の取得をご案内するようご協力をお願いします。

## 5. Q & A

問 12 利用証交付対象者が当該区画に駐車できなかった場合、苦情に繋がるのではない  
か。

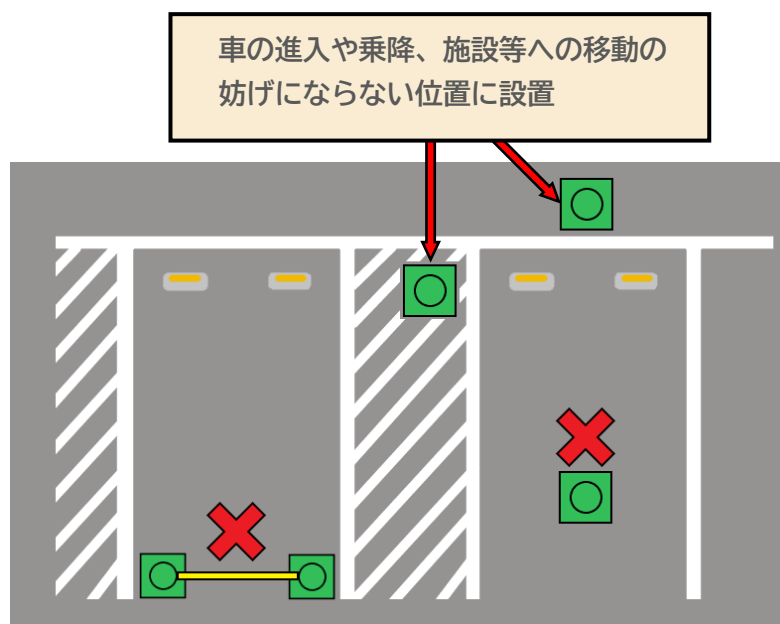
(答)

- 利用証は、障害者等用駐車区画の利用対象者であることを明確化したものであり、必ず当該駐車区画に駐車できることを約したものではありません。
- なお、制度に関する苦情や意見、問合せは、県地域福祉課（電話 045-210-4804）に連絡するようご案内ください。

問 13 障害者等用駐車区画の運用において注意すべき点はあるか。

(答)

- 車椅子使用者は、車と車椅子の乗降のために、ドアを全開にする必要があります。区画横の車椅子使用者の乗降スペース（ゼブラゾーン）に、バイクや自転車等が置かれな  
いよう、適切な管理をお願いします。
- 区画を利用する障がい者等は、自らカラーコーンや移動式看板を動かすことが困難な  
場合があります。警備員などが常駐している場合を除き、カラーコーン等は、障害者等  
用駐車区画の場所を表示するために設置したカラーコーン等自体が、利用者にとっての  
バリアにならないよう、車の進入や乗降、施設等への移動の妨げにならない位置に設置  
するようお願いします。

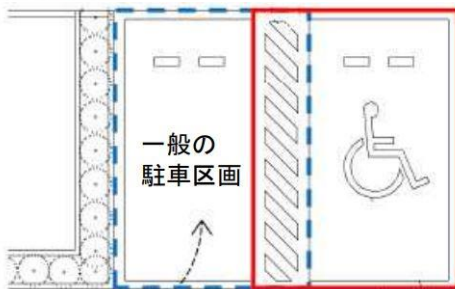


## 5. Q & A

問 14 障害者等用駐車区画を確保するための工夫はあるか。

(答)

- 限られた区画を効率的に活用する工夫として、次のような例があります。



出典：国土交通省資料

- ・ 区画間のラインをシングルラインからダブルラインとすることで、車と車の間隔が確保され、乗降がしやすくなります。
- ・ 一般の駐車区画の隣に乗降スペース（ゼブラゾーン）を設けることで、一般の駐車区画においても車椅子使用者が乗降可能になります。

問 15 その他、障害者等用駐車区画の構造に関する「望ましい水準」はあるか。

(答)

- 車椅子使用者用駐車区画の標準的な奥行きは 500cm 以上ですが、車椅子用リフト付き福祉車両（バンタイプ）では、後部ドアによる開閉が通常であるため、奥行きと後部の乗降スペースについて配慮（奥行き 600cm 以上）することが望ましいです。
- 雨天時の乗降に困難が生じないよう、障害者等用駐車区画及び車椅子等による乗降可能な駐車スペース等を屋内に設けることや、屋外に設ける場合は屋根若しくは庇を設けることの検討をお願いします。（車椅子使用者やその介助者等は乗降時に傘をさすことが難しい場合があります。）

この場合、大型の車椅子用リフト付き福祉車両等の車両高さ（230cm 以上）に対応できる有効高さを確保することが望ましいです。

<神奈川県ソーラーカーポート設置促進事業費補助金>

神奈川県では、不特定かつ多数の者が利用する施設において、障害者等用駐車区画にソーラーカーポートを設置するための費用補助事業を行っています。

\* 詳しくは、県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/solarcarport.html>



### 問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課

電話 045-210-4804

<制度に関する HP>

[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/parking\\_permit.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/parking_permit.html)

かながわ障害者等用駐車区画利用証制度

検索 

